

国民健康保険の保険料が決まりました。



年間保険料は、各世帯に7月中旬ごろお知らせします。

平成26年度国民健康保険料率および基礎賦課限度額は次のとおり決定しましたので、お知らせします。

この保険料率に基づき7月に本算定を行い、今年度の各世帯の年間保険料を確定します。年間保険料は7月中旬ごろにお知らせします。

国民健康保険事業は、皆さんの保険料と国や府の補助負担金などを合わせて医療費に充てる相互扶助を目的とした医療保障制度ですので、毎月分の保険料を必ず納期限までに納めてください。皆さんのご協力をお願いします。

介護分保険料について

40歳から64歳までの人が（介護第2号被保険者）は、医療分保険料・後期支援分保険料と介護分保険料の合計額を国民健康保険料として納付します。

65歳以上の人（介護第1号被保険者）は、医療分保険料・後期支援分保険料と介護保険料は別々に納めます。介護保険料につきましては、高齢介護課にお問い合わせください。

年度の途中で65歳になる人の国民健康保険料は？

65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護分の額を計算し、医療分・後期支援分とあわせた額を1年間の国民健康保険料として翌年の3月までの期間に振り分けて納めていただきます。

保険料の減免制度

失業や災害など、やむを得ない事情により保険料の納付が

■ 平成26年度 国民健康保険料

年間医療分保険料と年間後期支援分保険料と年間介護分保険料の合計額が、年間国民健康保険料となります。

【医療分保険料】

①所得割額	世帯の平成25年中の基準総所得金額※の8.8%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり2万4,360円
③平等割額	一世帯あたり2万1,450円
①～③の合計額	が世帯の年間「医療分保険料」

【後期支援分保険料】

①所得割額	世帯の平成25年中の基準総所得金額※の2.6%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり8,550円
③平等割額	一世帯あたり6,690円
①～③の合計額	が世帯の年間「後期支援分保険料」

【介護分保険料】

40～64歳の人（介護第2号被保険者）

①所得割額	介護第2号被保険者の平成25年中の基準総所得金額※の2.6%
②均等割額	介護第2号被保険者一人あたり1万1,350円
③平等割額	介護第2号被保険者がいる一世帯あたり6,020円

①～③の合計額が世帯の年間「介護分保険料」

困難になった場合などには、保険料の一部を減免する制度があります。

離職者の保険料の軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより平成23年3月31日以降に離職された人（65歳以上の人を除く）の国民健康保険料が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間、次の①または②として失業等給付を受ける人です。

①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）雇用保険受給資格者証離職理由コード11、12、21、22、31、32）

②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）雇用保険受給資格者証離職理由コード23、33、34）

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

なお、具体的な軽減額や軽減期間などは、保険年金課までお問い合わせください。

国民健康保険料の納付に関する夜間相談窓口を開設します。

開設日時 7月17日㈭、24日㈭、31日㈭の午後7時30分まで

開設場所 保険年金課

内容 国民健康保険料の納付相談

納付相談以外の転出入・死亡等資格取得喪失等の各種お届けの受付はできませんのでご注意ください。

なお、手続きに必要な書類の確認など、詳しくは保険年金課にお問い合わせください。

保険料の納付は口座振替が便利です

うっかり保険料を納め忘れないために、簡単で便利な口座振替をおすすめします。市指定の金融機関、郵便局または市役所保険年金課で手続きをしてください。

問合 保険年金課保険料係（市役所1階5番窓口）

■ 基礎賦課限度額

保険料内訳	最高限度額
医療分	51万円
後期支援分	14万円
介護分	12万円

■ 納めていただく保険料の算出方法

$$\text{本算定保険料} - \text{仮算定保険料} = 7\text{月から来年3月に納める保険料}$$

年度途中で加入・脱退したときは、月割りで保険料を計算しますので、異動があったときは必ず届け出をしてください。

■ 年齢別 国民健康保険料の内訳

年齢	保険料の内訳
39歳までの人は	医療分・後期支援分
40～64歳の人は (介護第2号被保険者)	医療分・後期支援分・介護分
65歳以上の人は (介護第1号被保険者)	医療分・後期支援分

*「基準総所得金額」は、前年中の所得に基づき下記にしたがって算出。

△給与所得者…給与所得控除後の金額-33万円（基礎控除）

△年金所得者…年金所得金額-33万円（基礎控除）

△事業所得者…所得金額-33万円（基礎控除）

一人につき複数の所得がある場合は、「すべての合算額-33万円」の基礎控除。

70歳以上の国民健康保険加入者の皆さんへ 高齢受給者証が交付されます

■ 高齢受給者証を持つ被保険者の医療費の自己負担割合（所得区分によって異なる）

所得区分	所得区分の判定基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上となる70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」区分と同様になります。（注）	3割
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない人	2割
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときにゼロとなる人 年収例：単身世帯（年金収入のみ）80万円以下	（誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割）
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）	

（注）同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者となった国保被保険者が一人の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入が383万円以上で、後期高齢者医療制度に移行した人も含めた収入合計が520万円未満である人は、申請により一般区分と同様になります。

なお、所得に応じて自己負担割合などが決まります。忘れずに所得の申告をしてください。所得の申告がなされないと、すべて「現役並み所得者」と判定されます。

医療機関へは「高齢受給者証」と「保険証」の両方を示してください。



国民年金からのお知らせです。

◎障がい基礎年金の所得状況届

◎保険料免除申請

7月は障がい基礎年金の所得状況届の提出月です！

20歳前の障がいによる障がい基礎年金、または旧障がい福祉年金から切り替わった障がい基礎年金を受けている人は、日本年金機構から届く所得状況届（現況届）のはがきを7月31日㈭までに保険年金課へ提出してください。提出が遅れると10月分の障がい基礎年金の振込みが遅れる場合があります。必ず期日までにご提出ください。

平成26年度国民年金免除申請の受付開始

平成26年度（平成26年7月～平成27年6月分）国民年金保険料の免除申請を受け付けます。希望する人は、保険年金課で手続きをしてください。また、平成25年度の免除（平成26年6月分まで）が承認されていて、引き続き免除を受けたい人のうち、継続審査対象者以外の人は再度申請が必要です。7月に日本年金機構から届く納付書に同封されている申請書に記入・押印のうえ返送するか、窓口で手紙をしてください。

窓口にお越しになる際は、年金手帳・認め印を（退職を理由とする場合は離職票等も）ご持参ください。

■ 免除承認後の一一部納付額と老齢基礎年金額への反映

免除の種類	1か月の一部納付額(H26年度)	年金額への反映
全額免除	0円	2分の1
4分の3免除 (4分の1納付)	3,810円	8分の5
半額免除 (半額納付)	7,630円	4分の3
4分の1免除 (4分の3納付)	1万1,440円	8分の7

成り立つもの

△申請がなければ免除は受けられません。

△所得の審査がありますので、収入がなくても所得申告が必要です。まだの人は、平成26年1月1日に住民票のあった市町村で申告してください。

△国民年金の一部納付を口座振替している人は、7月以降分保険料は、定額（1万5,250円）で口座振替することになりますので、ご注意ください。一度定額で納付すると、その月分は免除申請の対象となりませんので、7月分以後免除を希望する人は、7月末までに年金事務所にご相談ください。

免除が承認された場合の、一部納付額と老齢基礎年金額への反映は上表のようになります。

一部免除については、一部納付額を納めなければ免除が無効となり、老齢基礎年金額には反映しません。一部納付額の納付については、免除承認後、各免除に応じた納付金額が表記された納付書が送付されますので、そちらをご利用ください。

問合 保険年金課国民年金係（市役所1階5番窓口）、日本年金機構堺西年金事務所（072・243・7900）

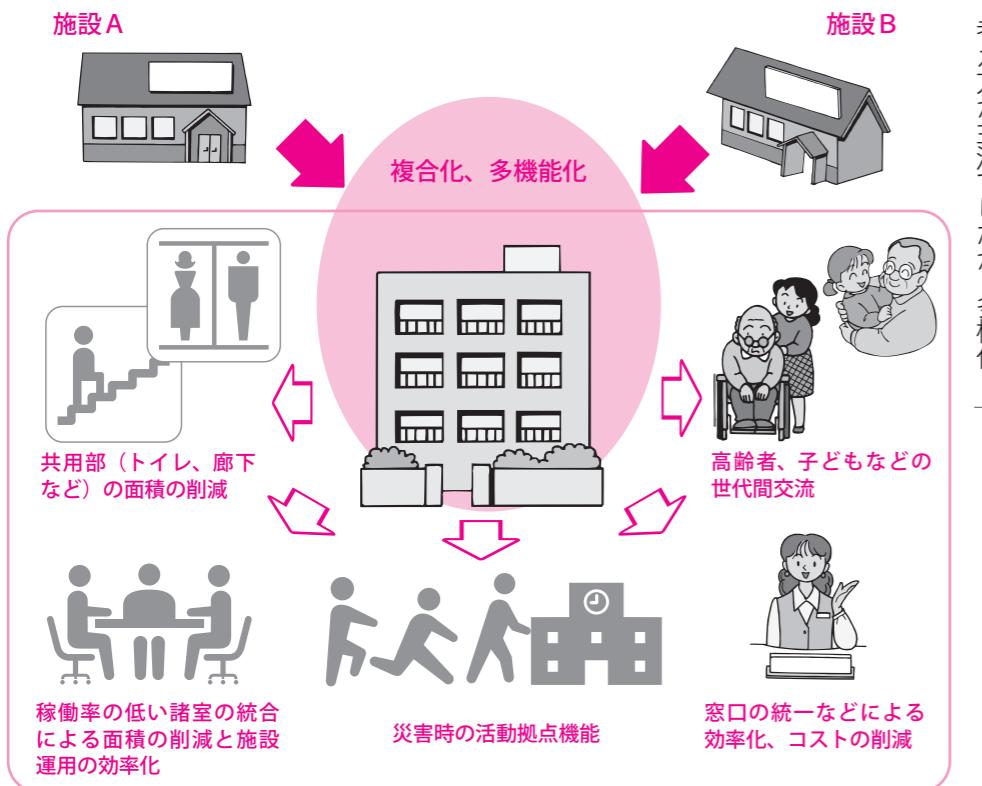
(=総合計画策定)にかかる市民アンケート。回答者は無作為抽出結果で回答の多かった「施設の建て替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する」について紹介しました。

今回は、市民アンケートおよび公共施設の利用者を対象としたアンケート結果で「公共施設を維持するための対策として有効と考えるもの」の問い合わせに対する回答として多かった「現在ある回答として多かった「現在あ

泉大津市の公共施設のこれからあり方を考える

第6回 公共施設適正配置 基本方針

多様な市民が利用可能となる「公共施設の複合化・多機能化」について紹介します。



側道は、西側の道路は大阪方向の一方通行、東側の道路は和歌山方向の一方通行になります。

南海本線連続 立体交差事業 に伴う側道工事 が始まります

上の位置図の箇所で側道の築造工事が始まります。また、市道大津板原線において、車の高さ制限の解消を図るための工事を行います。工事期間中は、一部区間において通行規制が伴います。近隣にお住まいの人には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

側道につきましては、図のとおり西側の道路は大阪方向の一方通行、東側の道路は和歌山方向の一方通行になります。現在、対面通行可能な市道栄橋通線の一部と市道松之浜駅西

通線も、一方通行となります。

また、側道は、平成 24 年 11 月に国土交通省・警察庁より出されたガイドラインに基づき、自転車利用空間を整備する予定になっており、自転車は車道の左側を車と同じ方向で走行する形となります。

今後も工事は続き、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。

段階	区分	介護保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税世帯の人	2万6,280円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計が80万円以下の人	2万6,280円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計が120万円以下の人	3万4,160円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2・3段階に該当しない人	3万9,420円
第5段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計が80万円以下の人	4万3,620円
第6段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で第5段階に該当しない人	5万2,560円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	5万8,860円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	6万5,700円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	7万8,840円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	9万1,980円

平成 26 年度 段階別 年間介護保険料表



今年度から介護保険料もコンビニで納付が可能となります。土・日曜日、夜間も納付できますのでご利用ください。

階下の保険料に減額(以降世帯員が一人増える)	減免期間
護保険料が上表のとおり確定しました。納入通知書(納付書)は、7月中に送付します。	7月に決定します。
なお、保険料を納付書で納めていただくほか、口座振替制度や、徴収員が各家庭へ集金において同様の制度もあり、納め忘れがなく便利です。ぜひご利用ください。	7月に決定します。
減免制度について	減免申請書の受付月から当該年度の3月分まで(4~6月までの受け付けについては、仮算定期間のため前年の所得が確定する7月に決定します)。
次のAかBの要件に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。詳しくは、	A、Bの減免以外に、失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になつた場合などに、保険料の減免を受けられことがあります。
③所得税、市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となつていないこと	減免申請書の受付月から当該年度の3月分まで(4~6月までの受け付けについては、仮算定期間のため前年の所得が確定する7月に決定します)。
問合 高齢介護課(市役所1階)	減免申請書の受付月から当該年度の3月分まで(4~6月までの受け付けについては、仮算定期間のため前年の所得が確定する7月に決定します)。

減免期間	
△降世帯員が一人増える」と に40万円を加算する)	障がい年金、遺族年金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額をいいます。また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある收入は、必要経費を控除した後の金額とします。
△A：第2段階の保険料に減額 △B：今の段階の保険料を1段 いる人。	③所得税、市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となつていないこと ④世帯全員が現に居住している土地および家屋以外に資産を有していないこと。また、現に居住している土地については、200m ² （約60坪）を超えていないこと ⑤世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること
B 対象者の要件（次の要件を満たす人）	■介護保険料の納付に関する夜間相談窓口を開設します
△B：今の段階の保険料を1段 いる人。	問合 高齢介護課（市役所1階8番窓口） 開設場所 高齢介護課（市役所1階8番窓口） 内 容 介護保険料の納付相談 △A：第2段階の保険料に減額 △B：今の段階の保険料を1段 いる人。